

議第 8 号

拙速な人権救済機関設置法の制定に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

平成 24 年 3 月 19 日

提 出 者	竹	内	資	浩	北	島	勝	也
	木	南	征	美	檜	本	佑	孝
	川	端	正	義	岡		宏	樹
	岸	本	泰	治	喜	多	富	思
	笠	井	国	利	岡	本	祐	治
	児	島		勝	丸	若	元	二
	寺	井	正	邇	藤	田	益	治
	藤	田		豊	有	持	貴	生
	杉	本	直	樹	西	沢	章	朗
	南		恒	生	元	木		生
	嘉	見	博	之	三	木		亨
	重	清	佳	之	福	山		守
	岡	田	理	絵	中	山	俊	雄
	来	代	正	文	岩	丸	正	史
	森	田	正	博	森	本	尚	樹

徳島県議会議長 岡 本 富 治 殿

拙速な人権救済機関設置法の制定に反対する意見書

法務省は、今通常国会での提出を目指している「人権救済機関設置法案」について、昨年、新たな人権救済機関の設置等に関する基本方針及び法案の概要を発表した。

同種の法案は、自公政権時代にも検討が進められ国会に提出されたが、成立には至らなかった経緯があるが、当然のことながら、人種、信条、性別などによる差別や虐待等の人権侵害は断じて許されることではなく、法案の理念自体には異を唱えるものではない。

しかしながら、この法案は、法務省の外局として人権委員会を設置し、人権侵害や差別助長行為があった、あるいはそのおそれがあるという認識に基づいて救済措置を行うこととなっているが、そもそも「人権侵害」及び「差別助長行為」の定義が不明確である。

このため、人権救済の名のもとに、人権委員会が自らの判断で表現活動に介入することができることから、恣意的に運用される危険性があり、憲法で保障された表現の自由を抑圧することになりかねず、逆に新たな人権侵害を引き起こすことが懸念される。

このように、今回の法案の内容には問題があり、到底容認できるものではない。

よって、国においては、「人権救済機関設置法」を、十分な国民的議論を経ないまま拙速に制定することのないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

法 務 大 臣

内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員